

※7月26日時点での内容であり、今後変更となる可能性があります。

NO.		カテゴリー	質問	回答	理由及び説明
1	1	利用方法	宿泊施設内でのお土産代や、飲食代、エステ代にもクーポンは使えるか？	宿泊施設内をご利用のお土産代、飲食代、エステ代等をお部屋付けで宿泊代金と同時に精算された場合は、当クーポンはご利用いただけません。	
1	2	利用方法	カタログで商品を選んで購入することは可能か？	いわゆる、通信販売の支払いには、利用できません。	例えば、カタログを見たうえで、電話やFAX、インターネット等で購入を申し込んで、代引きによって商品を受け取るような販売方法には利用できません。 【理由】クーポンの利用を県内の取扱店と定めているため、カタログ販売による場合、商品の供給者（販売店）が、県内の事業者とは限らず、県内の消費喚起を目的とするクーポンの趣旨に反するため。
1	3	利用方法	購入した商品の宅配料に使うことは可能か？	商品の購入及び代金の支払いを取扱店で行い、購入後、その商品を宅配で受け取るような場合には利用できます。	電話やFAX、インターネット等で購入を申し込んで、代引きによって商品を受け取るような場合には利用できません。 (1-2を参照)
1	4	利用方法	クーポンは、どこで使えるか？	クーポンは、「みえ得トラベル地域応援クーポン取扱店」のチラシが掲示されている店舗で利用できます。	「取扱店」とは、クーポンを取扱うことができる事業者として事務局で登録等を行った店舗です。 取扱店は、みえ得トラベル地域応援クーポン専用ホームページ（URL： https://premium-gift.jp/mie/ ）で随時更新していますので、確認をお願いします。
1	5	利用方法	1000円未満の商品を購入したいが、つり銭は支払われるか？	つり銭は支払われません。	取扱店独自のクーポンなどをつり銭の代わりに受けることも出来ませんのでご注意ください。
1	6	利用方法	クーポンの裏面に子どもが落書きをしてしまった。このクーポンは利用できるか？	クーポン裏面の「取扱店名印欄」や通し番号のところが汚れている場合、使用できない場合があります。	「取扱店名印欄」に落書きがあったり、通し番号のところが機械で読み取れないなど、落書きの程度によっては使用できない場合もあります。 電話だけでは落書きの状態が分からないので、落書き部分をコピーするか又は写真を撮っていただき、FAXか電子メールで事務局までお送りください。
1	7	利用方法	クーポンを受け取って、券面を確認したところ印刷ミスが見つかった。この場合どうしたらよいのか？	お手数ですが、クーポン受取先への交換を依頼するか、直接クーポンを着払いで事務局までお送りください。	事務局まで直接お送りいただく場合は、住所、氏名、電話番号を忘れずに記載してください。 クーポンが事務局に到着次第、新しいクーポンをお送りいたします。
1	8	利用方法	不注意で、クーポンの利用期間を過ぎてしまった。救済措置は無いのか？	理由のいかんを問わず利用できません。	クーポンは、期間を区切って利用することで県内の消費を喚起する目的で発行しています。国の指示においても、利用期間を過ぎたクーポンは利用できないとされています。
1	9	利用方法	クーポン裏面の「取扱店名印欄」に屋号のスタンプが押してある。このようなクーポンは使用できるか？	原則、使用できません。 但し、誤押印等のケースも想定されるため、取扱店名印欄に既に押印されている場合は、取扱店控えが切り取られていないかご確認頂き、お受け取りください。	このクーポンは既に使用されたものなので、使用することは出来ません。 誤って購入店舗に渡さず持ち帰られた場合は、押されているスタンプのお店をご存知ならお店にお返しください。当該店舗を御存じなければ、事務局でお預かりしますので、お手数ですが着払いで事務局までお送り下さい。（未使用のクーポンへの交換ではありません）
1	10	利用方法	友人が、クーポンを譲って欲しいと言っている。譲っても良いか？	たとえクーポンを記念に取っておくために譲ってほしいと頼まれても有償、無償に関わらず譲ることは出来ません。	クーポンの売買は、認められません。現金との交換を一切認めないという趣旨は、この様な場合も含まれます。 なお、無償譲渡も譲渡にあたり、禁止していますので認められません。
1	11	利用方法	金券ショップが、クーポンを券面額の85%（850円）で買い取るといっている。売っても良いか？	売却は出来ません。	クーポンは、理由の如何に関わらず、売買の一切を認めていませんので、当然売却は出来ません。 金券ショップへは、買い取りをしない旨、事務局より要請をしますので、当該のお店をご連絡下さい。
1	12	利用方法	ネットオークションやフリマアプリ（メルカリ）で販売したいが、可能か？	できません。	オークション等での売買は禁止です。 事務局で調査した結果、オークションに出品されている事実が判明した場合、そのクーポンの利用を停止する場合があります。万一出品されている場合はご連絡下さい。 また、損害が発生した場合は、ネットオークション出品者に対して賠償を請求することがあります。
1	13	利用方法	クーポンを紛失してしまった。クーポンの番号は控えているので、何とかならないのか？	クーポンの紛失、盗難、滅失等については、（自己責任です）再発行等はいたしません。	クーポンの紛失、盗難、滅失等については、自己責任です。 クーポンの番号を控えていたとしても、クーポンを再発行することはありません。 （同じ番号のクーポンは発券しません。紙幣と同じと考えてください。） 紛失届を警察に出していただき、手元にクーポンが戻ってきた場合は、利用期間内であれば引き続き利用できます。
1	14	利用方法	クーポンで商品を購入したが、持ち帰ってしてみると商品に瑕疵（故障、腐敗等）があった。返品したいが現金もしくはクーポンを返してくれるのか？	返品に際して、現金やクーポンによる返金はしません。	商品の瑕疵については、同じ商品の他の物への交換か、もしくは別の商品への交換になります。詳しくは、購入店にお問い合わせください。
1	15	利用方法	クーリングオフは適用されるのか？ （返金できないこととの整合性は取れるのか？）	クーリングオフ制度は、適用されません。	みえ得トラベル地域応援クーポンは、三重県の取扱店で直接、商品の購入やサービスの提供を受けることを前提としているため、これらの取引はクーリングオフの対象外となっています。 エステティックサロンなどの「特定継続的役務提供」については、金額が5万円を超えるものほか、一定の期間を超えるものがクーリングオフ制度の対象となっているため、クーポンの利用にあたっては、クーリングオフ制度の範囲外での利用に止めます。 また、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、訪問購入などの取引については、クーポンの利用はできません。 なお、各取扱店が独自にクーリングオフ制度を実施する場合は、返金以外の方法（商品の交換、他の商品への変更など）で対応をお願いしています。

みえ得トラベル地域応援クーポン Q&A (質問と回答)

7月26日 現在

NO.	カテゴリー	質問	回答	理由及び説明
1	16	利用方法 支払いに、GoToEat食事券とみえ得トラベル地域応援クーポンの併用はできますか？	可能です。	
2	1	利用対象者 利用対象者は？	みえ得トラベルクーポンを利用し、県内旅行（宿泊あり、または日帰り）を行う三重県在住者です。 ※宿泊割引(みえ得トラベルクーポン)の対象者限定。	
3	1	クーポン 事業の目的は？	新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている、県内観光地での消費喚起を目的とします。	
3	2	クーポン クーポンの概要は？	クーポンは1,000円券（1種類のみ）です。 取扱店での1回の会計において複数枚のクーポンを利用可能です。 みえ得トラベルクーポンを利用した宿泊を伴う旅行1泊あたり1人2,000円、日帰り旅行1回あたり1人2,000円が配布対象となります。（※適用条件は大人・子供共に同条件） ※利用者負担額を超えてのお渡しはできません。	
3	3	クーポン クーポンの発行総額は？	4億円を見込んでいます。	
3	4	クーポン クーポンの使用期間は？	旅行日からキャンペーン終了まで。	
3	5	クーポン クーポンはどこで使えるのか？	クーポンは「みえ得トラベル地域応援クーポン取扱店」と表示されたチラシのある店舗で利用できます。取扱店は、みえ得トラベル地域応援クーポン専用ホームページで最新情報をご覧ください。また、コールセンターでもご案内します。	
3	6	クーポン 使用できない商品は？	クーポンは、出資や債務の支払い、有価証券・切手・印紙・プリペイドカード等の換金性の高いものの購入、事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入れ商品等の購入、不動産や金融商品の購入、たばこの購入、性風俗関連特殊営業において提供される役務、税金・公共料金等には使用できません。	
3	7	クーポン どうして公共料金に使用できないのか？	地域における消費を喚起、下支えすることを目的としていることから、地域経済の振興に直接的に資することが想定しがたい国・自治体への支払いは対象としていません。	
3	8	クーポン クーポンの購入方法は？	購入はできません。みえ得トラベルクーポンを利用し、県内旅行（宿泊あり、または日帰り）を行う三重県在住者を対象として、配布されています。	
3	9	クーポン クーポンの受け取り時に必要なものは？	身分証明書（運転免許証、運転経歴証明証、保険証、マイナンバーカード、パスポート、障がい者手帳、郵便物等）をご持参ください。	

みえ得トラベル地域応援クーポン Q&A (質問と回答)

7月26日 現在

NO.	カテゴリー	質問	回答	理由及び説明
4	1	利用対象 今日、近くの取扱店に行ったら、レジで「この商品は、クーポンで購入できません」と言われた。クーポンは何でも購入できるのではないのか？	対象外の商品やサービスがあります。	例えば、たばこは対象外の商品ですが、その他お店独自の判断で除外される商品やサービスがありますので、店内の表示や店員（スタッフ）の指示に従ってください。
4	2	利用対象 観光地にある有人の駐車場で、駐車料金をクーポンが使えるとインターネットに出ていた。家賃や地代、駐車料金の支払いには使えないと聞いているが、このインターネットに出ていた駐車場で使えるのか？	一時預かりの駐車場で、取扱店であれば利用できる場合があります。	駐車料金のうち、月極めの駐車料金には利用できませんが、一時預かりの駐車場は登録していれば利用できます。
4	3	利用対象 風営法（接待飲食等営業）の適用を受ける料亭や食事処を営んでいるが、取扱店としての登録は可能か？	原則として出来ません。	風俗営業の許可を取らなければならない営業や業種は、原則として対象外です。 ただし、営業の目的が主として食事の提供であるなど地域の観光資源として特に重要と認められる場合には、対象となる場合がありますのでコールセンターまでご相談ください。
4	4	利用対象 入場券、入館券、観戦券、イベントの入場券等の購入は可能か？	利用にあたっては、条件があります。	次の条件を全て満たした場合に利用できます。 ① 取扱店が三重県の店舗で、当事業に登録された店舗であること。 ② 理由の如何を問わず、払い戻しができない商品であること。 ③ 有効期間内の利用であること。
4	5	利用対象 旅行費用の一部あるいは全部に利用できるか？	利用できません。	
4	6	利用対象 当店が実施するイベントへの参加費をクーポンで受け取っても良いか？ 客はイベント料に対してクーポンでの支払いが可能か？	サービスの対価として、支払われるものなら、原則、クーポンは利用できます。	イベント料の支払いについては、次の条件を全て満たした場合のみ利用できます。 ① イベントの参加費の支払い店舗が三重県内の店舗で、当事業に登録された店舗であること。 ② 理由の如何を問わず、払い戻しができないこと。 ③ 有効期間内の利用であること。
4	7	利用対象 コーヒーチケット（回数券）は、対象になるか？	利用にあたっては、条件があります。	コーヒーチケットのように、料金を前払いし複数回のサービス等を受けるもの（回数券）は、次の全ての条件を満たした場合に利用できます。 ① 三重県内の事業者が発行したもので、三重県内の店舗で当事業に登録された店舗のみで利用できるものであること。 ② 回数券の有効期間が使用期間内であること。 ③ 理由の如何を問わず、払い戻しができないこと。
4	8	利用対象 書籍やCDなど、再販売価格が設定されているものでも購入できるか？ （製造たばことの違い）	再販売価格維持制度の商品には、利用できます。	再販売価格維持制度は、例えば書籍の場合、出版元が著作権の保護などを目的に小売店（書店）に対して販売価格を拘束するもので、「再販売価格維持契約」により価格が決められているものです。従って、法律で小売価格が決められている製造たばこは異なり、あくまで民営の契約に基づくものであり、かつクーポンで書籍を購入したとして著作権を侵害することにはならないため、利用の対象とします。
4	9	利用対象 レジの際、たばこが他の商品と一緒に精算に回ってきた場合、お客様がクーポンでの支払いを求められたらどうなるのか？	製造たばこについては、クーポンとは別に会計をお願いします。	国からの指示で、たばこ事業法第36条第1項により、クーポンによる製造たばこの購入は認められていないとされています。従って、クーポンを利用して他の商品と一緒に会計をすることは出来ません。
4	10	利用対象 免税店登録をしている取扱店で利用する場合、免税品には使えないとしても問題は無いのか？	問題ありません。	免税品に限らず、取扱店独自で対象としない商品を設定されても構いません。 なお、消費者の方が混乱しないように、また取扱店とのトラブルを回避するために、必ず「対象外商品」には消費者が見て分かるようにポップなどで表示をしてください。また従業員の方にも「対象外商品」である旨を徹底してください。
4	11	利用対象 タクシーの利用料金には使えるか？	利用には条件があります。	取扱店として登録されているタクシー（法人・個人）では、クーポンで利用料金の支払いができます。 但し、三重県内を出発地かつ到着地とする場合に限りです。 利用料金について、つり銭が支払われませんのでご注意ください。 （法人・個人タクシーの取扱店の登録については、5-7又は5-8を参照）
4	12	利用対象 クーポンで宝くじは買えるか？	購入できません。	宝くじ（当せん金付証券）の発売は、「都道府県知事又は特定市の市長は、都道府県又は特定市が自ら行うものを除き、銀行その他政令で定める金融機関（以下「銀行等」という。）の申請により、その事務をこれに委託して取り扱わせることができる。」とされていることから、自治体及び金融機関での発売となります。（当せん金付証券法第6条） 自治体及び金融機関は、取扱店となることができないため購入は出来ません。

みえ得トラベル地域応援クーポン Q&A (質問と回答)

7月26日 現在

NO.	カテゴリー	質問	回答	理由及び説明
5	1	取扱店 お土産を販売している店舗を持っていない。三重県に事業所がある場合は、取扱店の登録は可能か？	具体的な販売方法により、取扱店として登録できるか否かを判断します。	お土産の販売を三重県の取扱店が代理で販売するなど、消費者が直接商品を受け取り、支払いができる場合は、取扱店として登録できます。しかし、インターネット等で販売を行い、消費者に対して商品を代引き等で届けているような事業は登録できません。
5	2	取扱店 旅行業は、取扱店として登録できるか？	登録できません。	
5	3	取扱店 取扱店を確認しようとクーポンのホームページを見たところ、先週まで取扱店となっていたところが無くなっている。消費者に対して何か説明は行わないのか？	取扱店の追加や削除は、ホームページで随時行っていますので、最新情報についてはそちら及び当コールセンターでの確認をお願いします。	取扱店の追加や削除は、ホームページで確認をお願いします。また、コールセンターでもご案内をしております。
5	4	取扱店 団体で、一括して取扱店の申し込みを行う場合、誓約書は店舗ごとに取るのか？	原則、個店単位で誓約書が必要です。但し、団体で誓約内容を個店に対し周知していただき、誓約違反に対して団体が個店に対して指導等が行える場合は、団体のみの誓約書で構いません。	消費者に商品を販売したり、サービスを提供するのは各店舗ですので、誓約書は各店舗から提出していただくのが原則です。しかしながら、団体のしっかりとした誓約内容の周知があり、各店舗も団体の指導に従う場合は、団体のみの誓約書で結構です。ペナルティは各店舗が負うこととなりますが、誓約内容に周知不足があれば、団体が各店舗に対して説明責任を負うこととなります。
5	5	取扱店 卸売業と小売業をしているが、登録できるか？	登録できます。	卸売業として、個人の消費者以外（小売業者等）に商品を販売する場合は、事業者間の取引となり、クーポンで支払いを受けることは出来ません。但し、小売業として個人の消費者に商品を販売される場合は、クーポンを取扱うことが出来ます。
5	6	取扱店 宿泊施設は取扱店になれるのか？	宿泊施設は取扱店の登録をしていただけます。	宿泊施設内でご利用の飲食代、お土産代、エステ代等をお部屋付けで宿泊代金と同時に精算された場合は、当クーポンはご利用いただけません。ただし、お部屋付けにされず、直接お支払いされる場合は、この限りではありません。
5	7	取扱店 個人タクシーは、取扱店になれるか？	取扱店の登録は出来ます。但し、生活の本拠地（居住地）及び営業区域の登録が三重県である個人タクシーに限りです。	取扱店の登録は出来ます。但し、①個人タクシーの事業主の生活の本拠地（居住地）が三重県内であること ②三重県内に営業区域に登録していることが、条件となります。（取扱店を三重県内に限っていることから、個人タクシーの事業主の居住地为三重県内とします。）
5	8	取扱店 法人タクシーの営業所は、取扱店になれるか？	取扱店の登録は出来ます。但し、事業者及び営業所の所在地、営業区域の登録が三重県内であることが条件となります。	取扱店の登録は出来ます。但し、①営業所の所在地が三重県内にあること ②三重県内に営業区域に登録していることが、登録の条件となります。
5	9	取扱店 取扱店の登録はいつまで行えるか？	取扱店の登録は、キャンペーン終了まで行っています。	多くの店舗の参加を目的としているため、キャンペーン終了まで募集を行っています。なお、登録をいただいた取扱店には取扱店用のマニュアル等（チラシ等）をお送りしますが、登録後2週間程度のお時間をいただくことを予めご了承ください。
5	10	取扱店 パチンコ店のワゴンサービスは、クーポンの利用が可能か？	利用できません。	パチンコ店は、取扱店の登録対象外ですので、パチンコ店内でのサービスは全て対象外となります。（風営法第2条第7号…ばちんこ屋）
5	12	取扱店 取扱店に登録できる資格は何か？	詳細な条件がありますが、基本は三重県内に本社又は主たる事業所があること。「三重県指針」に基づく感染防止対策を徹底していること。風俗営業の事業所でないこと。特定の宗教・政治団体の業務を行っていないこと。暴対法第2条第2号に規定する暴力団が経営に実質的に関与していないことなどの店舗でなければ登録できます。	【取扱店募集要項】参照
5	13	取扱店 商店街に加盟していないが、取扱店としての登録はできるか？	登録できます。	取扱店の資格要件に、商店街や業種別組合への加盟は義務付けていませんので、個別の店舗として登録していただけます。
5	14	取扱店 宿泊施設内の飲食店を登録したいが、ある店舗が改装中のこともあり営業時間が他の飲食店と異なる。このような場合でも、この店舗を登録することは可能か？ 変則的な営業時間について、お客様に広報されるのか？	取扱店として登録できますが、営業時間の広報までは行いません。	宿泊施設内の飲食店ごとに営業日や営業時間が異なっても登録できます。しかし、取扱店については店名や所在地を広報するのみで、営業時間などの詳細な広報は行いません。詳細な情報は各取扱店でお願いします。
5	15	取扱店 偽物のクーポンを渡された場合、分からずに受け取ってしまった場合の救済策はありますか？	取扱店では、見本のクーポンと見比べるなど取扱店でする真偽確認をお願いします。それでも、判定の出来ない精巧な偽造品を受け取られた場合は、換金をします。	クーポンについては、偽造がしにくい特殊な処理を行っています。取扱店で、簡易に真偽の判定できるマニュアルをお渡ししますので、可能な限り取扱店での確認をお願いします。最終的な真偽判定は、印刷工場で行い、その時点で判明したものは事務局で警察へ通報するなどの処理を行いますが、取扱店の換金には影響ありません。

みえ得トラベル地域応援クーポン Q&A (質問と回答)

7月26日 現在

NO.	カテゴリー	質問	回答	理由及び説明	
6	1	制度 (換金)	洗濯で毀損したクーポンについて、取扱店では利用可能と判断したクーポンが、機械による読み取りの際に判読できなかった場合、換金はどうなるか？	取扱店での判断の際には、本券及び半券の「固有の連続ナンバー」が判読でき、かつ本券と半券の「固有の連続ナンバー」が一致したものと思われしますので、換金できます。	取扱店がクーポンと引き換えに商品販売されたり、サービスを提供されているわけですので、極力換金には応じたいと思います。クーポンの真偽判定は、「固有の連続ナンバー」のみで行うものではありませんが、「固有の連続ナンバー」の判読は、半券の証拠能力にも影響しますので、本件と半券の「固有の連続ナンバー」の判読が出来るか否かが換金できるかどうかの基準となります。
6	2	制度 (換金)	クーポンの換金方法は？	クーポンの換金は月2回程度設けており、指定の封筒に、使用済みクーポンを入れて、ポストに投函していただきます。投函された使用済みクーポンの枚数を、事務局にて確認した後、約1か月後に指定の口座に振り込まさせていただきます。	
6	3	制度 (換金)	クーポンの換金期間は？	取扱店に別途お渡しする換金スケジュールをご確認ください。	換金は、月2回程度設けており、指定の封筒に、使用済みクーポンを入れて、ポストに投函していただきます。投函された使用済みクーポンの枚数を、事務局にて確認した後、約1か月後に指定の口座に振り込まさせていただきます。
7	1	その他	インターネットを使えない環境にある購入者に対する、取扱店の広報の方法について。	特定の店舗でクーポンが利用可能かどうかのお問い合わせはコールセンターでお調べします。	取扱店は店舗数が多く、追加や削除も適宜行わなければならないため、全ての取扱店を掲載した冊子は作成しません。特定の店舗の利用の可否については、コールセンターに問い合わせいただければ、お調べします。
7	2	その他	取扱店に登録した。販促チラシを作りたいので、クーポンやチラシなどの画像データを提供してもらえないか。	みえ得トラベル地域応援クーポン事務局にお問い合わせ下さい。	
7	3	その他	取扱店ごとに販売促進の取組を行ってよいか？ 例えば、クーポンの利用時に更に割引を行うような販促は認められるか？	認められます。	クーポンの利用促進に係る販促は、個人消費の喚起にも効果があることから、推奨されるものです。